

## 自立支援医療費（精神通院医療）の概要

自立支援医療費（精神通院医療）は、精神障害の通院医療費の負担を軽減するための制度です。

### ●対象となる方は

精神障害（てんかんを含む）により、通院による治療（調剤、訪問看護を含みます。）を続ける必要がある方が対象となります。（現在病状が改善していても、その状態を維持しかつ再発を予防するために通院医療を継続する必要がある場合も対象になります。）

注意：次のような内容の医療は対象外となります。

- 入院医療の費用
- 公的医療保険（健康保険）が対象とならない治療・投薬などの費用  
（例：病院や診療所以外でのカウンセリングなど）
- 同じ医療機関で治療を受けていても、精神障害と関係のない疾患の医療費（内科薬、外用薬、精神障害に関係しない検査など）

### ●医療機関等での自己負担額について

精神疾患の医療費の自己負担が1割に軽減されます。（健康保険で3割負担の方は、2割を京都府が負担します）また、1ヶ月あたりの負担には、「世帯」の市町村民税の課税・非課税などの所得や、精神疾患の状態、高額な費用負担の継続により上限額を設けています。

※なお、京都府内の市町村国民健康保険（京都市を除く）に加入されている方は、自己負担相当額を医療付加金として医療機関に支払われるため、窓口での負担はありません。

### 「京都府独自の取組（セーフティネット）」

京都府では市町村と協力して「障害者福祉サービス等利用支援事業」を創設し、国の基準より低い上限額を設け、負担の低減を図っています。

■ 京都府の利用者負担上限額（京都市は除く。）

所得階層区分		国月額上限		京都府・〇〇市町村 月額上限	
		一般	重度かつ継続	一般	重度かつ継続
生活保護受給世帯		0		0	
市非 町課 村民 税世 帯	本人の収入が 年間80万円以下	2,500		1,250	
	障害基礎年金1級及び 特定障害者手帳のみ	5,000			
	上記以外			2,500	
市課 村民 税世 帯	市町村民税所得割 3万3千円未満	医療保険の 負担上限額	5,000	10,000	2,500
	市町村民税所得割 16万円未満		10,000	18,600	5,000
	市町村民税所得割 16万円以上			37,200	
	市町村民税所得割 23万5千円以上	給付対象外	20,000	給付対象外	20,000

## ●申請の窓口及び問い合わせ先

お住まいの市町村となります。

※新しく申請される際には京都府の様式の診断書が必要です。また、申請書等を備え付けておられる病院や診療所がありますので、通院されている病院等にご相談下さい。

## ●受給者証の申請手続きについて（例：新規申請の場合）

申請に必要な書類は下記の通りです。

### ① 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書

※ 受診者が18歳未満の場合、保護者氏名の欄にも必ず記入してください。

※ 利用できる医療機関等については各都道府県、政令指定都市の指定を受けた医療機関（指定自立支援医療機関）であって、受給者証に記載されたところで利用が可能となります。

### ② 自立支援医療費（精神通院）支給認定に係る同意書

この同意書は、「世帯」の構成員の市町村民税課税状況を、課税証明書等の提出にかえて市町村で所得等を調査することに同意していただくものです。

※ 受診者の市町村民税の課税地が申請書を提出した市町村以外の場合は、申請者に課税証明書等を用意していただく場合があります。

### ③ 診断書（自立支援医療（精神通院医療）用）

診断書は京都府の指定する様式のものを出してください。（医療機関で京都府の申請に必要なことを申し出てください）

※ 精神障害者保健福祉手帳との同時申請で、手帳用診断書を添付された場合は、診断書（自立支援医療（精神通院医療）用）を省略することができます。

### ④ 健康保険証の写し

本人と同じ健康保険に加入している方が「世帯」の構成員として所得等の確認対象となります。「世帯」確認のために次に記載する方の名前わかる部分と保険者名、記号番号のわかる部分の写しが必要です。

○国民健康保険に加入されている方 ⇒ 本人及び被保険者全員の氏名が分かるもの

○社会保険、共済組合に加入されている方 ⇒ 本人及び被保険者の氏名が分かるもの

○後期高齢者医療制度に加入されている方 ⇒ 住民票の世帯員で、後期高齢医療に加入されている方全員の被保険者証

⑤受診者の属する「世帯」が市町村民税非課税世帯で、受診者が公的年金等や障害年金等を受給されている場合、「公的年金等や障害年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当等の証書の写しまたは振込通知書の写し」が必要です。

※ 受診者が18歳未満の場合には保護者の方の年金等の受給状況のわかるものが必要となります。

### ⑥ マイナンバーカード（お持ちで無い方は本人を確認出来る証明書（運転免許証、パスポートなど））

上記申請書類は、京都府精神保健福祉総合センターでダウンロードしていただくか、各市町村でご入手ください。窓口に必要な添付書類をご持参いただくとその場で申請出来る場合がありますので、各市町村へお問い合わせください。

また医療機関でご用意されているところもありますので、おたずねください。具体的な記入方法等は各市町村にご相談ください。

## ●その他

自立支援医療受給者証（精神通院）の交付にはおおむね2ヶ月かかります。

申請書類は市町村で受付後、京都府精神保健福祉総合センターへ送付され、審査をします。承認された方には市町村から受給者証が交付されます。

受給者証を発行され、月額自己負担上限額が定められている方に「自立支援医療自己負担上限額管理表（通院ノート）」を受給者証と一緒に渡します。